

---

◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回川西町議会定例会第18日目の会議を開きます。

(午前11時15分)

---

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

---

◎議第14号 議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてから  
議第26号 町道路線の認定についてまでの付託議案の  
審査報告について

○議長 日程第1、議第14号 議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてから議第26号 町道路線の認定についてまでの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該13議案については、本定例会第1日目の3月6日本会議において、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会に審査を付託いたしましたものであります。その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

なお、採決は、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会ごとに行いますのでご了承願います。

まず、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長橋本欣一君。

6番橋本欣一君。

(総務文教常任委員会委員長 橋本欣一君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 平成30年3月6日、第1回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたし

ます。

- 1、審査日程。
- 2、議案説明のため当局より出席した者。
- 3、付託議案につきましては記載のとおりでございます。
- 4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第14号 議会の議決すべき事件を定める条例の制定について。

現在、米沢市を中心とした置賜3市5町による定住自立圏の形成協定締結に向けた協議が進められているが、形成協定の締結、変更、または廃止を求める旨の通告に当たっては、定住自立圏構想推進要綱により、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経たものと定義されているため、議会の議決すべき事件を定める条例を制定する旨の説明を受けた。

(2) 議第15号 川西町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

個人情報保護条例は、国が定める個人情報の保護に関する基本方針において、行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえ定めることとされ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取り扱い等に関する規定等の整備を行うことが要請されていることから、川西町個人情報保護条例の一部を改正する旨の説明を受けた。

(3) 議第16号 川西町本間喜一顕彰基金条例の設定について。

愛知大学の創設者である本間喜一氏を顕彰する本間喜一顕彰会名誉会長の越知 専氏より、愛知大学の就学支援、同校との交流推進等に資することを目的に寄附をいただいたため、川西町本間喜一顕彰基金条例を創設する旨の説明を受けた。

(4) 議第17号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

都道府県を国民健康保険の保険者に加えることとする等の国民健康保険法の一部改正に合わせ、国民健康保険税の税率を改正するため、本条例の一部を改正する旨の説明を受けた。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終

結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第14号 議会の議決すべき事件を定める条例の制定について、本議案について総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第15号 川西町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第16号 川西町本間喜一顕彰基金条例の設定について、本議案について総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第17号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、産業厚生常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長齋藤修一君。

10番齋藤修一君。

(産業厚生常任委員会委員長 齋藤修一君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 それでは、私からご報告申し上げます。

平成30年3月6日、第1回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

- 1、審査日程。
- 2、議案説明のため当局より出席した者。
- 3、付託議案まで記載のとおりであります。
- 4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第18号 川西町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する旨の説明を受けた。

(2) 議第19号 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の設定について。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正する旨の説明を受けた。

(3) 議第20号 川西町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定について。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、居宅介護事業者の人員及び運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を制定する旨の説明を受けた。

(4) 議第21号 川西町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の設定について。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行

されることに伴い、関係条例の一部を改正する旨の説明を受けた。

(5) 議第22号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

介護保険法の改正並びに川西町後期高齢者保健福祉計画（第8次）、川西町介護保険事業計画（第7期）の策定に伴い、条例の一部を改正する旨の説明を受けた。

(6) 議第23号 川西町肥育素牛導入資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について。

肥育素牛価格の高騰の影響下、米沢牛の生産者の経営改善と安定生産に資するため、貸し付け頭数の上限を引き上げる旨の説明を受けた。

(7) 議第24号 川西町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。

都市公園法施行令の改正に伴い、都市公園における運動施設率に関する制限において、100分の50を上限と定める旨の説明を受けた。

(8) 議第25号 字の区域及び名称の変更について。

国土調査法に基づく事業の実施に伴い、従来の字界を変更する旨の説明を受けた。

(9) 議第26号 町道路線の認定について。

一般国道287号川西バイパス道路改良事業に伴い、一般県道南陽川西線の一部を町道に認定する旨の説明を受けた。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第18号 川西町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第19号 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の設定について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第20号 川西町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第21号 川西町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の設定について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第22号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第23号 川西町肥育素牛導入資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第24号 川西町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第25号 字の区域及び名称の変更について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第26号 町道道路の認定について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

---

◎議第4号 平成29年度川西町一般会計補正予算(第10号)から議第13号 平成30年度川西町水道事業会計予算までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第2、議第4号 平成29年度川西町一般会計補正予算(第10号)から議第13号 平成30年度川西町水道事業会計予算までの付託議案の審査報告について、これを議題と

いたします。

当該議案については、本定例会第3日目の3月8日本会議において、予算特別委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長金子一郎君。

12番金子一郎君。

(予算特別委員会委員長 金子一郎君 登壇)

○予算特別委員会委員長 それでは、私から報告を申し上げます。

川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る3月8日、議会定例会本会議において本特別委員会に付託されました議第4号 平成29年度川西町一般会計補正予算(第10号)、議第5号 平成29年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第6号 平成29年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議第7号 平成30年度川西町一般会計予算、議第8号 平成30年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第9号 平成30年度川西町下水道事業特別会計予算、議第10号 平成30年度川西町農業集落排水事業特別会計予算、議第11号 平成30年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第12号 平成30年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、議第13号 平成30年度川西町水道事業会計予算、以上10議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において、示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

また、さらに本日開かれた予算特別委員会においては、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された10議案はいずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第4号 平成29年度川西町一般会計補正予算(第10号)、議第5号 平成29年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第6号 平成29年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議第7号 平成30年度川西町一般会計予算、議第9号 平成30年度川西町下水道事業特別会計予算、議第10号 平成30年度川西町農業集落排水事業特別会計予算、議第13号 平成30年度川西町水道事業会計予算、

以上7つの議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

議第8号 平成30年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第11号 平成30年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第12号 平成30年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、以上3議案につきましては、少数の反対者がありましたが、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等について、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現についてしかるべくお取り計らいくださいようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局には諸資料を提供いただき、効率的、効果的な審査にご協力いただきました。

これをもって予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成29年度川西町各会計補正予算3議案、平成30年度川西町各会計予算7議案、合計10議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第4号 平成29年度川西町一般会計補正予算(第10号)、議第5号 平成29年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第6号 平成29年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議第7号 平成30年度川西町一般会計予算、議第8号 平成30年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第9号 平成30年度川西町下水道事業特別会計予算、議第10号 平成30年度川西町農業集落排水事業特別会計予算、議第11号 平成30年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第12号 平成30年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、議第13号 平成30年度川西町水道事業会計予算、以上、平成29年度川西町各会計補正予算3議案、平成30年度川西町各会計予算7議案、合計10議案について、予算特別委員会委員長の報告は10議案とも可決であります。

予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに決定いたしました。

---

◎議会活性化検討特別委員会報告

○議長 日程第3、議会活性化検討特別委員会報告、これを議題といたします。

本件は、議会活性化に関する調査研究について、これまで議会活性化検討特別委員会において調査研究を行ってきたものでありますが、このたび、調査研究が終了したことから、川西町議会会議規則第77条の規定に基づく委員会報告書の提出がありましたので、議題とするものであります。

議会活性化検討特別委員会委員長より報告を求めます。

議会活性化検討特別委員会委員長遠藤章一君。

14番遠藤章一君。

(議会活性化検討特別委員会委員長 遠藤章一君 登壇)

○議会活性化検討特別委員会委員長 議会活性化検討特別委員会に付託されました事件について、調査が終了いたしましたので、川西町議会会議規則第77条の規定に基づき委員会報告をいたします。

議会活性化検討特別委員会調査報告書。

1、付託事件から、6の調査経過までは記載のとおりでございます。

7の調査結果から朗読させていただきます。

平成29年6月6日、議会活性化のために、議員定数や報酬、その他さまざまな角度から検討するべく特別委員会を立ち上げ、前述のとおり、町民に皆さんや町内各団体代表者との意見交換、先進地の視察調査等を行い、適宜に特別委員会全体での確認を行ってきた。このように、意見の集約や調査等を踏まえ、特別委員会全員からの意見披瀝を求め、次のような結論に達した。

①議員定数について。

現状維持や1から2人の減員の意見があったが、今後の議会運営等を考慮すれば、大幅な減員は活性化に逆行するものであり、町の全国類似団体の議員定数13.8人も勘案し、1人減の14人とする。

②議員報酬について。

議会活性化のためには、多くの議員立候補者が必要であり、報酬はそのための大きな要因

となるとの認識から、町長に対して特別職報酬等審議会の開催を申し入れる。

③公職選挙法の改正の運動について

公営選挙の拡大（選挙費用の公費助成）を市議会議員並みとし、議員の立候補をしやすいするために、町村議会議長会等を通し運動を行う。

④通年議会と反問権等の検討について。

既に、議会運営委員会を中心になされているが、引き続き検討を行う。

以上、本特別委員会の調査に当たり、町民の皆さんや関係各位に多大なご協力をいただいたことに深甚なる感謝の意を表し、議会活性化が町の活性化に寄与するものと信じ、本特別委員会の調査結果の報告といたします。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長 議会活性化検討特別委員会委員長の報告が終わりました。

何か聞いておきたい点がありましたら、発言を許します。

(なし)

○議長 別にないようでありますので、委員会報告を終わります。

なお、議会活性化検討特別委員会は、調査研究が終了いたしましたので、消滅といたします。長期間の調査研究、まことにご苦労さまでした。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時54分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

---

◎議第29号 平成29年度川西町一般会計補正予算（第11号）

○議長 日程第4、議第29号 平成29年度川西町一般会計補正予算（第11号）、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。追加提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願ひします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第29号 平成29年度川西町一般会計補正予算（第11号）をご提案申し上げます。

平成29年度川西町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,048万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億4,252万1,000円とするものでございます。

内容につきまして、井上未来づくり課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、議第29号 平成29年度川西町一般会計補正予算（第11号）につきまして、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正の内容につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございますので、早速、別紙概要書をもとに、歳入歳出予算の内容につきまして説明を申し上げたいというふうに思います。

今回の第11号補正につきましては、過日の議会全員協議会でご報告を申し上げました、県が3年ぶりに事業発動いたします融雪支援対策の事業、それに町も協調し、融雪剤の購入に要する経費の補助を行う事業、そして、このたびの豪雪によります除雪費など緊急を要する事案が発生してございますので、それに要する経費につきまして補正計上させていただくものでございます。

まず、1の歳出でございますが、補助費等につきましては、ふるさとづくり基金管理事業の報償費を計上してございます。

ふるさとづくり基金管理事業、いわゆる、ふるさと納税につきましては、この間も補正予算を計上しながら、現時点でふるさと納税の歳入の見込み額を7,000万円と設定をしながら、この間申し出などの受け付けを行ってまいりました。現時点におきまして、その申し出の状況を勘案し、このたび500万円の増額計上を見込みながら、7,500万円のふるさと納税の額、これを見込み、それに応じる返礼品等の歳出部分での増額も合わせて計上するものでございます。

よって、この補助費等の報償費につきましては、返礼品にかかわりませぬ増額計上でございます。

次の農作物等災害対策事業につきましては、冒頭申し上げました県の融雪剤の購入に要する経費の補助事業と協調をしながら事業を実施するものでございます。

補助率につきましては、全体で3分の1を補助するということになってございまして、そのうち県の補助率が4分の1、町の補助率が12分1、合わせて3分の1の補助ということになります。

対象となります用地でございますが、本町につきましては樹園地を対象とし、対象面積を約13ヘクタールと見込んでおるところでございます。

次に、2の物件費に移らせていただきます。

学校管理備品の整備事業、備品購入費につきましては、増額計上を行っておりますが、これにつきましては、2の歳入の寄附金にございます小学校費寄附金、現在小松小学校の校長先生であります長谷川千秋先生より頂戴をいたしました寄附金をもとに、備品購入費の増額計上を行うものでございます。

次に、3の維持補修費でございますが、冬期交通確保事業の委託料等といたしまして、除雪費にかかります委託料等の増額計上を見込むものでございます。

なお、除雪費につきましては、3月に入りましてからも、この間の道路除雪等の際に空き地等に寄せておりました雪の排雪作業等の必要性が生じてございます。3月に入りまして、それらの取り組みを行っているところでございますが、現時点におきましては最終的な額につきまして今確定をしておらない状況にございます。その結果をもとにいたしまして、この後に再度、除雪費につきましても補正予算の対応をしなければならないという状況にございますので、その状況をご理解賜りますようお願いを申し上げたいというふうに思います。

最後、4の積立金でございますが、ふるさとづくり基金管理事業の積立金といたしまして、ふるさと納税の積み立てを計上してございます。

次に、歳入に移らせていただきます。

県支出金につきましては、融雪剤の購入費に対します県の補助金の歳入を見込んでございます。

2の寄附金につきましては、ふるさとづくり寄附金、ふるさと納税の額を500万円増額計上するものでございます。

小学校の寄附金につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

次に3の繰入金でございますが、財政調整基金の繰入金につきましては、財源調整のための繰入金の増額計上を見込んでございます。

次の、ふるさと納税の基金の繰入金につきましては、歳出におきます返礼品の増額計上と同額を基金からの繰入金として見込んでおるものでございます。

最後、諸収入でございますが、除雪費負担金といたしまして、公立置賜総合病院や置賜農業高等学校等の関係施設等からの負担金を増額計上するものでございます。

この結果、財政調整基金の残高でございますが、2億4,041万7,000円となる見込みでございます。

なお、平成30年度当初予算におきまして、財政調整基金の繰入金の額を2億5,000万円と見込んでございます。現時点におきまして、ただいま申し上げましたとおり、その額を下回るような状況にございますが、こうなりました経過といたしましては、昨日、特別交付税の3月交付を受けたところでございますが、このたびの11号補正予算を計上する際にはその額が確定しておらない状況にございました。よって、その歳入部分を見込めなかったというようなことがその背景にはございます。

なお、3月交付分を含めまして、特別交付税の現時点での見込みでございますが、本町分につきましては予算の額を1億41万6,000円上回るというような状況にございます。

ただいま申し上げました今後の除雪費の対応等も含めまして、この特別交付税等をまた財源としながら、今後、財源調整を図りながら、補正等の対応に当たってまいりたいというふうに考えてございます。

よろしくお願いたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

◎発議第1号 川西町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程5、発議第1号 川西町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、

これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者 齊藤智志君。

7 番 齊藤智志君。

(7 番 齊藤智志君 登壇)

○7 番 それでは、私より発議第1号 川西町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、ご提案申し上げます。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川西町議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

提出日は平成30年3月23日提出。提出者、川西町議会議員 齊藤智志。賛成者、記載のとおりでございます。

提出理由として、本町議会議員定数を改正する必要があるため、提出するものでございます。

条例の内容でございます。

一部改正する条例ということで、川西町議会議員定数条例（平成14年条例第2号）の一部を次のように改正する。本則中「15名」を「14名」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めて期日を告示される一般選挙から適用するものとする。

以上でございます。よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長 本案は、議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎請願の審査報告

○議長 日程第6、請願の審査報告を行います。

請願第1号 慎重な憲法論議を求める請願。

本請願は、本定例会において、総務文教常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長橋本欣一君。

6番橋本欣一君。

(総務文教常任委員会委員長 橋本欣一君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 請願第1号審査報告。

平成30年第1回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託されました請願第1号の審査が終了いたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

本請願については、去る3月13日、議場において委員7名の出席と総務課長ほか関係職員の出席を得て、慎重に審査、検討いたしました。

本請願は、昨年10月の衆議院議員通常選挙の結果、憲法改正を主張する会派の構成が衆参それぞれ3分の2を超えたことで、憲法改正の動きが現実味を増している中であって、多くの世論調査で憲法改正を求める意見は減少傾向にあり、憲法改正が国民的要求となっているとは到底言えないことから、憲法審査会の審査において、憲法条文の運用の実態に関する調査を優先し、憲法改正原案の拙速な審査を行わないよう関係機関に対し意見の提出を求める趣旨のものであります。

審査に際し、委員からは、憲法審査会で調査を実施してほしいという当たり前の請願であるとの意見、憲法審査会で調査しながら、改憲論議をするのは当然であるとの意見、請願項目の内容だけでは判断がしがたい等の意見が出されました。

採決の結果、本委員会といたしましては、賛成少数で、本請願は不採択にすべきものと決定いたしました。

以上、請願第1号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようですから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第1号 慎重な憲法論議を求める請願、総務文教常任委員会委員長の報告は不採択であります。

この場合の採決は、本請願の原案についてお諮りいたしますので、ご留意願います。

起立しない議員は反対とみなします。

請願第1号 慎重な憲法論議を求める請願を採択することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は採択とすることにいたします。

5番 神村建二君。

○5番 5番 神村です。

ただいま、本議案採択になりましたので、意見書の提出を求めたいと思います。

意見書の提出を求めるための動議であります。

(賛 成)

○議長 ただいま、神村建二君から、意見書提出の動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので、成立しました。

ここで休憩いたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

(午後 1時20分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時26分)

---

#### ◎日程の追加

○議長 ただいま、神村建二君外3名より、慎重な憲法論議を求める意見書が提出されましたので、日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、議事を進めることに決定いたしました。

日程配付のため暫時休憩いたします。

(午後 1時26分)

---

○議長 会議を再開いたします。

(午後 1時28分)

---

◎発議第3号 慎重な憲法論議を求める意見書の提出について

○議長 追加日程第1、発議第3号 慎重な憲法論議を求める意見書の提出について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者神村建二君。

5番神村建二君。

(5番 神村建二君 登壇)

○5番 発議第3号 慎重な憲法論議を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり川西町議会会議規則(昭和63年議会規則第1号)第14条の規定により提出する。

平成30年3月23日提出。提出者、川西町議会議員神村建二。賛成者、川西町議会議員高梨勇吉、同じく斉藤智志、同じく鈴木幸廣。

慎重な憲法論議を求める意見書。

日本国憲法は、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権者が国民に存することを宣言し、憲法が制定されたが、安倍晋三首相が、通常国会の施政方針演説で「憲法審査会において、議論を深め、前に進めていくことを期待する」として、早期の憲法改正をめざす意思を明確にしたことから、憲法改正の動きが現実味を増している。

一方、多くの世論調査で憲法改正を求める意見は減少傾向にあり、憲法改正が喫緊の国民的要求課題とはいえない。

については、憲法の改正は、その趣旨から歴史的で国民的大事業となることから、慎重な憲法論議を求めるものである。

よって、国会に対して下記の事項について、誠実に対応するよう強く要望する。

記。1、憲法審査会の審査においては、憲法条文の運用の実態に関する調査を優先し、憲法改正原案の拙速な審査を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年3月23日。提出先、衆議院議長、参議院議長、衆議院憲法審査会長、参議院憲法審査会長あて。山形県川西町議会議長加藤俊一。

以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎発議第2号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第7、発議第2号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会並びに新庁舎整備特別委員会においてそれぞれ検討され、申し出があったものであります。これを許可したいと思います。ですが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長 以上をもって、全日程を終了いたしました。

これをもって、平成30年第1回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、まことにご苦労さまでした。

なお、議会運営委員会から閉会中の所管事務調査報告についてが、また、川西町監査委員から指定管理者監査の結果について及び定例監査の結果についてが、お手元に配付のとおり提出されておりますのでごらんください。

(午後 1時34分)